

調査実施者（農林水産省） 補足説明資料

（木材統計調査の変更）

令和 3 年 5 月 26 日

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

1 民間事業者を活用する際の留意点について予定している措置

留意点

予定している措置

1 統計の結果 精度の維持・ 向上

農林水産省は、民間事業者の活用にあたって、以下の措置を講じる。

- ① 民間事業者から、定期的に業務の進捗に応じた報告を求め、調査全体のプロセス管理を行う。
- ② 農林水産省地方組織を含めた職員による督促のノウハウを民間事業者に引き継ぐとともに民間事業者における創意工夫を活用し、回収率の維持・向上に努める。
- ③ 職員が審査実施状況（履歴）を確認した上で、必要に応じて民間事業者に対する疑義照会の指示を行うことで、報告値に対する審査を行う。
- ④ 農林水産省においても、集計結果の審査を実施し、疑義がある場合には、民間事業者に再確認させるなど、集計結果の精度維持に努める。

2 報告者の秘密 保護

農林水産省は、再委託先を含めた民間事業者に対して、以下の内容等を仕様書に明記するとともに同内容を記載した誓約書の提出を求める。

- ① 民間事業者が本調査の業務を行う執務室における入室制限措置や災害に備えた設備の整備
- ② 調査票やデータ等の保管・持ち出し・運搬・処分等における強固なセキュリティ対策及びその履行状況についての報告
- ③ 業務担当者の守秘義務に関する誓約書等の徴収や教育の実施により、秘密保護の徹底を要求
- ④ 再委託先の民間事業者にも、同レベルのセキュリティ対策等を要求

3 信頼性の確保

国の統計調査であることを明確にするため、民間事業者に「農林水産省木材統計事務局」を設置するとともに、農林水産省のウェブサイトや調査依頼状等に、民間委託した旨及び民間事業者の名称・連絡先等を記載するほか、十分なセキュリティ対策を講じていることを明記する。

4 民間事業者の 履行能力の確認

受託者の決定にあたっては、総合評価落札方式を採用し、客観的なチェック項目を設けるとともに、仕様書で提出を求める実施計画書のほか、業務を効率的に行う方法についても提案させ、それらも十分に加味した上で慎重かつ合理的に判断する。

2 前回答申時の課題への対応状況と今後の方向性

<p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」 (令和2年6月2日閣議決定) 別表 今後5年間に講ずる具体的施策</p>	<p>◎ 木材統計調査については、燃料用チップ等を含めた木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報の提供に向け、木材流通統計調査や他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について、森林・林業施策の利活用及びユーザーニーズを踏まえつつ、検討に着手する。</p> <p>【担当府省：農林水産省、実施時期：平成30年度(2018年度) から実施する。】</p>
<p>対応状況</p>	<p>農林水産省では、木材統計調査及び木材流通統計調査結果に基づき、わが国の木材需給、木材産業及び木材価格等の動向を総合的に編集した「木材需給報告書」を作成するほか、「森林・林業白書」により、わが国の森林資源・森林整備、林産物、木材産業等の状況、更には海外の森林情勢等を網羅する総合的な統計表を作成・提供しており、統計委員会答申における課題にはおおむね対応できているものと認識している。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>今後は、ユーザーにとってより利便性の高い情報提供となるよう、木材の消費・生産に係る木質バイオマスエネルギー利用動向調査及び特用林産物生産統計調査の結果についても木材需給報告書に掲載することとしており、令和2年の報告書（令和3年12月末発刊予定）から対応すべく検討しているところ。</p>